

令和7年度
磐田市一般廃棄物処理実施計画

令和7年3月

磐 田 市

目 次

第 1 節 総則 1

第 2 節 ごみ処理実施計画 2

第 3 節 生活排水処理実施計画 11

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（以下「法」という。）第6条第1項及び磐田市廃棄物の減量及び適正処理に関する条例第13条に基づき、令和7年度磐田市一般廃棄物処理実施計画を定める。

第1節 総則

1 目的

本計画は、令和7年度における一般廃棄物等の処理に関して、市民・事業者の理解と協力による3Rの推進に向けた取組み、収集運搬、中間処理、最終処分等に係る計画を定め、廃棄物の減量や資源化を推進するとともに、生活環境を清潔に維持し、公衆衛生の向上と市民の福祉増進に努めるものとする。

また、SDGsの目標達成にも貢献していくものである。

《廃棄物処理におけるSDGs》



2 計画期間

令和7年4月1日から令和8年3月31日

3 計画区域

磐田市全域

第2節 ごみ処理実施計画

1 基本方針

- (1) 市民・事業者の理解と協力による3Rの推進
- (2) ごみの適正処理の推進
- (3) 最適なごみ処理体制の構築

2 ごみの排出量見込み

- (1) 令和7年度ごみの排出量見込み

排出量見込み	排出量	可燃ごみ	資源にするごみ	埋立ごみ
定期収集ごみ量	25,540t	22,500t	2,800t	240t
直接搬入ごみ量	※ 16,860t	※ 15,800t	820t	240t
合計	40,400t	36,300	3,620t	480t

※令和7年4月より受入れする掛川市・菊川市衛生施設組合分2,000tを含む

3 ごみの排出抑制のための方策に関する事項

- (1) 3Rの推進に関する主な取組み

- ① 施設見学等を実施し、ごみの減量やリサイクルの必要性について啓発するとともに、広報やホームページ等でごみの減量やリサイクルに関する情報を随時発信する。
- ② ごみ発生抑制のため、市民や事業者による多量の枝木や草などの搬入について、再生活用業者への搬入を促進する。また、公共施設から出る刈草・剪定枝についても再生活用し、資源化する。
- ③ 磐田市クリーンセンター・中遠広域粗大ごみ処理施設に搬入された家具等の粗大ごみのうち、まだ使える物を地域情報サイト「ジモティー」に出品し、必要な方に無料で譲渡する事業を推進する。
- ④ 家庭で不要となった物でまだ使える物を一括で査定し、売却できる「おいくら」のサービスを利用することで廃棄以外の方法を提案し、ごみ減量に繋げる。
- ⑤ 資源回収の奨励金交付と生ごみ堆肥化容器の設置費補助を行い、家庭から排出されるごみの減量・リサイクルを推進する。
- ⑥ 雑がみ530（ごみゼロ）スタンプラリーを実施し、市民がリサイクルできる紙類を分別するきっかけとする。
- ⑦ 市役所やひと・ほんの庭にこっこの展示スペースで3Rやプラスチックごみ削減、食品ロス削減等の啓発活動を行うことで、市民のごみに関する意識の向上を図り、より一層のごみ減量・リサイクルを推進する。

- (2) 食品ロス削減に関する主な取組み

- ① 食品ロス削減を啓発するイベントを消費者協会や協定事業者と連携して実施。
- ② 家庭や事業所で余っている食品を集め、NPO法人や社会福祉協議会を通じて、フードドライブ事業を推進する。

(3) プラスチックごみ削減に関する主な取組み

- ① マイボトルやマイバッグの持参を推進することで、使い捨てプラスチック製品の排出抑制やプラスチックごみの削減に努める。
- ② プラスチック資源循環促進法に対応するために、プラスチック一括回収に向け市民への周知を図る。
- ③ 磐田市クリーンセンターへ自己搬入され焼却していたプラスチック粗大ごみを資源化し、温室効果ガス排出量の削減を図る。
- ④ マイバッグの利用促進や、レジ袋削減に取り組むため、市ホームページや広報いわたで啓発する。

(4) ごみの適正処理に関する主な取組み

- ① 回収日時や分別方法、品目ごとの分別早見表などを掲載した家庭ごみ収集カレンダーやごみ分別ガイドブックを配布し、周知、啓発する。
- ② ごみ集積所の新設や修繕に要する費用の一部を補助金として自治会に交付する。
- ③ 自己搬入の手段を持たない家庭に、有料で戸別収集を実施する。
- ④ 特別な事情があり、ごみ袋の記名が難しい方に記号を割り当てる手続きを実施する。
- ⑤ 雑がみ袋をPRイベントや協定事業者と連携して配布し、雑がみのリサイクルを啓発する。
- ⑥ 事業者向けのごみの分け方・出し方パンフレットを作成し、市内事業所への配布や、市ホームページで排出者責任や適正処理、リサイクル等の周知、啓発をする。
- ⑦ 外国人向けにごみ分別ガイドブックを作成し、ごみの適正処理を周知、啓発する。
- ⑧ 外国人向けのごみの出し方動画を活用しごみ出しのルールを周知する。
- ⑨ 磐田市クリーンセンターで展開検査を実施し、搬入される事業系一般廃棄物の可燃ごみから紙類・古着の資源化を進めるとともに、排出事業者や法第7条第1項の規定により本市が許可した収集運搬業者（以下、「許可業者」という。）に対し可燃ごみに産業廃棄物を混入しないよう指導を行う。
- ⑩ 審議会を開催し、一般廃棄物の減量化、資源化及び適正処理の推進に関する事項、その他必要な事項について審議する。

(5) 最適なごみ処理体制に関する主な取組み

- ① 市民が排出した廃食用油をコンテナ方式で回収し、バイオディーゼルに精製し、軽油の代替燃料として、市の収集車に使用する。
- ② 磐田市クリーンセンターへ搬入される剪定枝等の樹木をチップ化し、資源化を推進する。
- ③ 焼却灰やガラス、陶器の処理を民間施設に委託し、効率的・安定的な資源化を行う。
- ④ 大規模地震や台風などが発生した時の災害廃棄物に対応するため、仮置場の資材拡充を図る。
- ⑤ リサイクルステーションの回収品目の拡大を検討し、市民の排出環境の充実を図る。
- ⑥ 充電式小型家電の排出の増加等に伴い、ごみ出し方法の整備を進める。

4 収集運搬計画

(1) 家庭系廃棄物

① 収集運搬体制

市の委託による収集運搬又は施設への自己搬入を基本とし、対応できない廃棄物については、市による粗大ごみ戸別収集制度の利用又は排出者から許可業者（別表 1-1）への委託による収集運搬とする。

② 分別区分と排出方法

家庭ごみ収集カレンダーに定める収集地区毎に収集日を定め、地域のごみ集積所に排出する。

分別区分	排出方法	収集回数
可燃ごみ	①市指定の可燃ごみ専用袋を使用する。指定袋に入らないごみは指定の大きさに切り、市指定ごみ収集券をごみに貼付する。ただし、プラスチック使用製品類は、可燃ごみ専用袋に入る物のみとする。 ②一度に2袋までとする。ただし、剪定枝・草は別に2束又は2袋まで排出可能とする。 ③1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	週2回
空き缶	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。 ※スプレー缶は専用のコンテナへ入れる。	月1回
空きびん	無色・茶色・その他の色の3種類に分け、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
ペットボトル	ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
廃食用油	ペットボトル等の空き容器に入れ、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。	
プラスチック製容器包装	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。 ②一度に4袋までとする。	週1回
金物・小型電化製品	①市指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は30cm×50cm×120cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に3袋までかつ1袋の重量は、概ね8kg以内とする。	月1回
有害ごみ	市指定の不燃ごみ専用袋を使用するか、ごみ集積所に備えてある専用のコンテナへ入れる。(電池、水銀入り体温計、蛍光管など)	

埋立ごみ	①指定の不燃ごみ専用袋を使用する。入らない場合は 30 cm×50 cm×120 cm以内に限り市指定ごみ収集券をごみに貼付する。 ②一度に 2 袋まで、かつ 1 袋の重量は、概ね 8 kg以内とする。	月 1 回
------	--	-------

③ 収集運搬方法

市から委託された事業者が、「家庭系一般廃棄物収集運搬業務委託仕様書」に定められた方法で収集運搬することを基本とし、対応できない廃棄物については市、排出者又は許可業者の許可車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

(2) 事業活動に伴う一般廃棄物

① 収集運搬体制

排出事業者又は許可業者（別表 1 - 2）とする。

② 収集運搬方法

排出事業者又は許可業者の許可車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

③ 処理の方法及び処理主体

可燃ごみは、磐田市クリーンセンターへ搬入し、焼却又は市が認めた民間処分業者へ搬入するものとする。

(3) 再生利用されることが確実であると市長が認めた一般廃棄物

① 収集運搬体制

法施行規則第 2 条第 2 号の規定により市から収集運搬の指定を受けた事業者（別表 2）又は許可業者（別表 1 - 1 及び 1 - 2）とする。

② 収集運搬方法

指定を受けた車両又は許可車両により、公衆衛生に十分配慮して収集運搬するものとする。

③ 処理主体

法施行規則第 2 条の 3 第 2 号の規定により市から一般廃棄物再生活用の指定を受けた事業者（別表 3）に搬入の上、処理及び処分するものとする。

(4) 粗大ごみ等の一般廃棄物

① 市が指定する処理施設へ搬入する。

② 自己搬入の手段を持たない世帯等は、市の粗大ごみ戸別収集又は許可業者（別表 1 - 1）を利用する。

(5) 資源ごみの回収

リサイクルステーションを開設し、資源ごみを無料で回収する。

受入日時		実施場所	
月～金曜日 (年末年始を除く)	8:30～ 17:00	リサイクルステーション	新島 252-2
毎週日曜日・祝日 (土曜日、年末年始を除く)	9:00～ 12:00		
第2日曜日	9:00～ 12:00	福田交番西向かい	福田 2483
第3日曜日		竜洋古紙ストックヤード	平間 1613-1
		豊岡支所東側駐車場	下野部 57-1
第4日曜日		磐田市防災備蓄ステーション(旧豊田支所)北側駐車場	森岡 150

5 適正処理等

(1) 在宅医療廃棄物

- ① 注射器等の鋭利な医療廃棄物は医療機関等へ持ち込むものとし、感染性廃棄物として医療機関等が処理を行う。
- ② ①以外の非鋭利な医療廃棄物については、感染性等の恐れがある物(内容物や付着物等)を事前に除去し、分別区分に従い、家庭系廃棄物として処理を行う。

(2) パソコン及び携帯電話(タブレット型端末含む)

「使用済小型電子機器等の再資源化の促進に関する法律」に基づき、不要となったパソコンは製造メーカーに回収を依頼、携帯電話は販売店で回収を依頼するほか、公共施設に設置した回収BOXを利用して処理する。

(3) 充電式小型家電

リサイクルステーションに自己搬入していた「電池が取り出せない充電式小型家電」を地域の集積所で「有害ごみ」として回収する。

(4) その他

① 自己処理を行う一般廃棄物

一般廃棄物を生ずる土地又は建物の占有者(占有者がいない場合には管理者とする。以下同じ。)は、廃棄物を自ら収集し、運搬し、又は処分するときは、法施行令第3条の基準に従い処理しなければならない。

② 多量の一般廃棄物

一時に多量の一般廃棄物を生ずる土地及び建物の占有者は、自ら処理しなければならない。ただし、自ら処理できないときは、その旨を市長に届け出て、その処理方法について指示を受けなければならないものとし、市長は廃棄物の特性に応じ、市で定める施設への持込み等につき指示するものとする。

③ 犬、ねこ等の死体の処理及び処分

犬、ねこ等の死体は、その飼い主又は占有者において自ら処分しなければならない。ただし、自ら処分できないときは、市長にその旨を届け出て、その処理方法について、指示を受けなければならない。犬、ねこ等の死体で市が取り扱うものは、民間施設へ委託し、火葬するものとする。

(5) 市が収集しないごみ

① 個別リサイクル法等に基づきメーカー等により回収されるごみ

品目	処理の方法
特定家庭用機器再商品化法（以下「家電リサイクル法」という。） 施行令第1条各号に規定する機械器具（エアコン、テレビ（ブラウン管式・液晶式・有機EL式・プラズマ式）、電気冷蔵庫・電気冷凍庫、電気洗濯機・衣類乾燥機）	排出者は、家電リサイクル法に基づき、小売業者に引取りを依頼するか、排出者が自ら、又は市の粗大ごみ戸別収集を利用して指定の引取場所に搬入する。
自動車	排出者は、使用済自動車の再資源化等に関する法律に基づき、都道府県知事等の登録を受けた業者に引取りを依頼する。
自動二輪車 （原動機付き自転車を含む。）	排出者は、国内二輪車メーカー及び輸入事業者の自主的取組みである二輪車リサイクルシステムに基づく「廃棄二輪車取扱店」又は「指定取引窓口」に持ち込み、引取りを依頼する。

② 処理施設において処理が困難なごみ

品目	処理の方法
プロパンガスボンベ（家庭用カセットボンベを除く。）	排出者はプロパンガス取扱店に相談するか、購入店に引取りを依頼する。
消火器	排出者は、消火器メーカーの自主的取組みである廃消火器リサイクルシステムに基づきメーカーに依頼する。
ガソリン、灯油、 オイル（植物性油を除く）	排出者は、ガソリンスタンドに処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。
自動車・自動二輪車の解体部品 （タイヤ、ホイール、 ドア、燃料タンク等）	排出者は、自動車販売業者、カーショップ、タイヤ専門店、ガソリンスタンド、解体業者等に処理を相談するか、購入店に引取りを依頼する。

バッテリー、ピアノ、 太陽光パネル、石膏ボード、 農薬などの薬品	排出者は、購入店又はメーカー等に引取りを依頼する。
その他の処理困難物	専門業者又は購入店に引取りを依頼する等の方法により適正に処理するものとする。

6 中間処理計画

ごみ種類ごとの中間処理計画は、次のとおりとする。

(1) 可燃ごみ

施設名 (所在地)	処理能力 処理方法	ごみ種類	中間処理 計画量	資源化 計画量
磐田市クリーンセンター (磐田市刑部島 301)	・ 112t/日 × 2 炉 (焼却炉) ・ ストーカ式焼却炉	可燃ごみ	36,300 t	4,040 t

(2) 資源ごみ

施設名 (所在地)	処理能力 処理方法	ごみ種類	中間処理 計画量	資源化 計画量
中遠広域粗大ごみ処理施設 (磐田市新貝 59-1)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 49.2t/日 ・ 破砕：二軸せん断式破砕 衝撃せん断式破砕 ・ 選別：磁力選別・風力選別 ・ 圧縮：油圧プレス 油圧圧縮梱包 ・ 保管可能容量：132 m³ 	プラスチック製 容器包装	1,300t	1,290t
		金物・ 小型電化製品	980t	588t
		有害ごみ パソコン 携帯電話	75t	75t
磐田広域リサイクルセンター (磐田市小中瀬 722)	<ul style="list-style-type: none"> ・ 保管可能容量：658 m³ 	空きびん	620t	615t
		ペットボトル	160t	155t
民間施設	—	空き缶・ スプレー缶	170t	170t
		廃食用油	30t	30t
		古紙・古布	215t	215t
		ガラス・陶器 羽毛布団 使い捨てライター 金物	70t	82t

7 最終処分計画

埋立ごみ及び中間処理施設で処理された後に排出される残渣の最終処分計画は、次のとおりとする。

施設名 (所在地)	施設規模 埋立方式	処理対象物	最終処分 計画量
中遠広域一般廃棄物最終処分場 (周智郡森町一宮 3606-3)	・埋立容量：199,806 m ³ ・準好気性埋立 (セル・サンドイッチ方式)	埋立ごみ	418t
		処理残渣	231t
民間施設	—	焼却残渣	50t

8 一般廃棄物処理業の許可に関する方針

法第7条第1項及び法第7条第6項に基づく一般廃棄物処理業の許可に関する方針を次のとおり定める。

(1) 基本的な考え方

一般廃棄物処理業の許可を行うにあたっては、継続的かつ安定的な一般廃棄物の処理が実施されるよう、適切な運用を行うこととする。

(2) 一般廃棄物処理業者の新規許可について

本市及び既存の許可業者による一般廃棄物の収集又は運搬が困難な状況にはないため、法第7条第5項又は法第7条第10項の規定に基づく、一般廃棄物処理業の新規許可は行わない。ただし、一般廃棄物の処理が困難と判断した場合は、この限りではない。

(3) 一般廃棄物収集運搬業の許可範囲の見直し

引越しや遺品整理で発生した多量の粗大ごみ等を処理施設に自己搬入できない方を対象に、磐田市が許可した一般廃棄物収集運搬許可業者が、有料で本人に代わって処分を行うことができる制度を令和5年4月1日から開始した。

なお、家庭系廃棄物の収集運搬許可を付与するのは、以下の条件を満たす者とする。

- ・磐田市内に主たる営業所である本社を有する者であること。
- ・磐田市一般廃棄物収集運搬業の許可（取り扱いの種類 厨芥類、木屑、紙、布）を有している者であること。

別表 1-1 家庭系一般廃棄物収集運搬業許可事業者一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）

名 称	所 在 地	備 考
(有)大橋商事	磐田市池田 703-1	積替保管有
(株)磐南クリーン	磐田市堀之内 1750-3	
(有)深田商店	磐田市下野部 1138-2	
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 634-1	
(有)クリーンオオシバ	磐田市下本郷 231-32	積替保管無
(株)コーシンサービス	磐田市笠梅 1220-18	
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	

別表 1-2 事業系一般廃棄物収集運搬業許可事業者一覧（令和 7 年 4 月 1 日現在）

名 称	所 在 地
(株)アドバンス中部サービス	御前崎市宮内 248-5
(有)池上産棄クリーン	磐田市高見丘 515
(有)大橋商事	磐田市池田 703-1
(有)オカダ商店	浜松市中央区楊子町 1121-8
(株)紙資源リサイクルセンター	富士市蓼原 110
(有)久野商店	浜松市中央区崩野町 219
(有)クリーンオオシバ	磐田市下本郷 231-32
(株)コーシンサービス	磐田市笠梅 1220-18
(株)三共	浜松市中央区田尻町 203-1
(株)タマヤ	浜松市中央区鶴見町 2500-3
東海環境整備(株)	磐田市岩井 2037-3
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2
(株)磐南クリーン	磐田市堀之内 1750-3
(有)深田商店	磐田市下野部 1138-2
富士勝飼料(株)	浜松市中央区三方原町 2142-5
丸九環境整備(有)	浜松市中央区瓜内町 241
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 226-4
(株)山本エコロジーサービス	浜松市中央区神田町 758
(有)やまや伊藤商店	磐田市国府台 634-1
(株)リサイクルクリーン	浜松市天竜区二俣町二俣 41
(株)ミダックライナー	浜松市中央区有玉南町 2163

別表2 再生輸送業者一覧（令和7年4月1日現在）

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 767-25
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 533-30
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 460-2

別表3 再生活用業者一覧（令和7年4月1日現在）

名 称	所 在 地
(有)丸十産業	磐田市大久保 767-25
(株)ヤードウエスト浜松	磐田市富丘 226-4
金井 靖裕（養豚業）	磐田市藤上原 533-30
長谷川 正治（養豚業）	磐田市向笠西 460-2

第3節 生活排水処理実施計画

1 基本方針

- (1) 公共下水道：整備区域内における下水道接続への啓発・指導
- (2) 農業集落排水施設：西島・玉越地区及び敷地地区の施設の適正な処理
- (3) 合併処理浄化槽：補助金制度の活用を促す広報活動
- (4) し尿処理施設：安定した収集業務と整備状況や搬入状況に応じた施設運営・施設管理

2 生活排水処理形態人口見込み及びし尿・浄化槽汚泥排出量見込み

- (1) 磐田市一般廃棄物処理基本計画における令和7年度生活排水処理形態人口見込み

行政区域内人口	166,315 人
水洗化・生活雑排水処理人口	150,207 人
公共下水道	137,300 人
農業集落排水	1,531 人
合併処理浄化槽	11,376 人
水洗化・生活排水未処理人口	12,387 人
非水洗化人口（くみ取り便槽）	3,721 人

- (2) し尿・浄化槽汚泥排出量見込み

排出量見込み	し尿	浄化槽汚泥
26,400 kℓ	3,400 kℓ	23,000 kℓ

3 収集運搬計画

(1) し尿

① 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とし、磐田市が直接収集する施設を除くその他の世帯は、許可業者による業者間地域割とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

磐田市及び許可業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(有)磐田クリーンサービス	磐田市下岡田 358-2	磐田地区（区域割有）
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜名区新原2068-1	豊岡地区

③ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、できるだけ早期に許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(2) 浄化槽汚泥

① 収集区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

② 収集運搬を行う者とその収集地域

許可業者とし、収集する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜名区新原2068-1	豊岡地区

③ 収集の申込み及び収集運搬方法

地域担当許可業者に各自申し込むものとする。申込みを受けた許可業者は、速やかに許可を受けた車両により公衆衛生に十分配慮して収集し、磐田市衛生プラントへ搬入するものとする。

④ 処理の方法及び処理主体

磐田市衛生プラントにおいて直接脱水＋希釈・下水道放流方式により処理するものとする。

(3) 浄化槽清掃

① 清掃区域

下水道及び農業集落排水処理施設接続世帯を除く市内全域とする。

② 清掃を行う者とその清掃地域

許可業者であって、浄化槽法第 35 条第 1 項の規定により許可した事業者とし、清掃する地域は次のとおりとする。

名 称	所 在 地	地 域
(株)ハシモト	磐田市中泉 2640-2	磐田地区
磐南浄化槽(株)	磐田市下岡田 358-2	磐田・福田・竜洋・豊田地区
天竜二俣清掃(株)	浜松市浜名区新原 2068-1	豊岡地区

③ 清掃の申込み

地域担当清掃業者に各自申し込むものとする。

4 中間処理計画

名 称	所 在 地	処理能力・処理方法
磐田市衛生プラント	磐田市千手堂 2066	し尿 6 kl/日, 浄化槽汚泥 92 kl/日 直接脱水+希釈・下水道放流